

貿易政策

現段階の草案において、新憲法は貿易政策の分野で革命的な変化を想定していない。しかし、民主的な説明責任への要求が増加していること、また国際貿易の現状変化を反映する形で、憲法草案はこの分野における EU 政策の法的基盤を刷新している。主要なグローバル・プレイヤーとして EU がすでに慣れ親しんでいる役割を担い、「世界貿易の調和の取れた発展」に効果的に貢献するなかで、EU がその利益を引き続き追求することを憲法は認めている。

従来同様、EU の貿易政策（技術的には「共通通商政策」として知られている）は、引き続き EU の排他的権限とされている。このことは、憲法草案の「基本権および連合市民権」の編で明確に述べられている。近年、対 EU 直接投資の半分以上がサービス貿易に関係している事実を考慮して、憲法草案はサービス貿易も EU 権限として新たに加えている。

實際上、グローバル化が進み、選挙で選ばれた人々の関与がより求められるにつれ、貿易政策事項に関して欧州委員会が欧州議会と協議する機会は増えてきている。しかしながら、今日までこの協議は義務とはなっていない。憲法草案は初めて、基本的な貿易関連立法の採択に共同決定手続を導入し、貿易協定締結については、欧州議会との協議を要求している。現実には、「133 条委員会」として知られる主要な理事会作業部会を經由して加盟国に情報を提供することと同じ方法で、欧州委員会が欧州議会に対して貿易交渉の進捗を通知することを意味している。この変化は、欧州の将来に関するコンベンションで想定されていた欧州議会の全般的役割の強化と軌を一にするものだ。

最後の点は、政策決定手続きが簡素化されることである。理事会での採決に当たり、貿易政策には当初から、特定多数決投票が採用されてきている。憲法草案でも、この手続きは存続しているが、二つの重要なセーフガードが、この特定多数決が適用されない限定的例外を明確にしている。第一は、人の移動が含まれるサービス貿易の側面と知的財産の通商的側面を含んでいる貿易協定は、その中に EU の域内規則の採択において全会一致を必要とする内容が含まれている場合、全会一致の規則が適用されるということである。第二は、貿易協定が EU の文化的・言語的多様性に影響を与え兼ねない場合には、理事会での採決に全会一致が必要とされるという点です。これらのセーフガードを憲法という文書で規定するのは論理的なことです。なぜならば、それらは、EU が加盟国との権限分担に影響を及ぼすような対外的な約束を行わないこと、また EU の文化的・言語的多様性を堅持するという憲法の基本的目的を損なう協定を結ばないことを目指しているからです。